

するがのくに かわら版

第15号

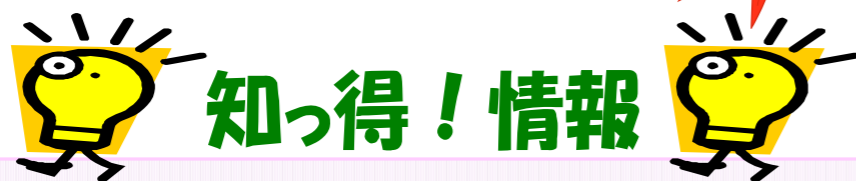
平成20年10月10日発行

株式会社 スルガ不動産総業
〒410-0873 静岡県沼津市大諏訪593-1
TEL 055-926-0260
FAX 055-926-0262
e-mail iida@suruga-fudousan.co.jp
http://www.suruga-fudousan.co.jp

行楽の秋

私の『秋が来た!』の基準は、どこからともなく漂う金木犀の香り。
急ぐ足を緩め、思わず深呼吸したくなります。“窓を開ければ”“外を歩けば”
癒されるという最高のこの時季は、毎年サラッと過ぎていきます。後から
「そういえばあの香りがしてない」と気がついてちょっと淋しくなったりします。花は人の心の先を行く…?

ふと見ると、我社の玄関先にあるもみじが、すこし色づいてきています。
最近、涼しく、空気も澄んできて、天気の良い日は外へ出たくなりますね。
県内の紅葉はもう少し先ようです。見頃を逃さないように、しっかり
チェックして、お弁当でも持って…。



契約のルール・重要事項説明書

通常、“契約”というものはお互いの合意があれば口頭だけで成り立ちます。これは、アパートなどの貸し借りについても同じことです。ただ、それでは『言った、言わない』のトラブルになるので、みんな書面で証拠を残すのです。そして我々不動産業者は、貸主と借主の契約の橋渡しをするのが仕事ですから、当然、“口頭だけで”というわけにはいきません。双方への契約書はもちろんのこと、借主へは**重要事項説明書**を付けることが義務付けられています。前号でお話した『**貸主の義務と借主の義務**』をしっかりと伝え、理解と合意の上で契約をしてもらうための、**不動産業者の義務**であり、これには次のような決まりがあります。

契約前に、一定の記載事項について、借主に説明をすること。

必ず「宅地建物取引主任者」(資格者)が説明及び記名押印をすること。

重要事項説明書は、その名のとおり、物件の契約に関する重要なことが書かれています。用語も難しいし、話を聞くのも面倒くさくて…と、つい流しがちになりますが、忙しくても、契約前には充分な時間確保して、説明を受けることが大事です。

(上記の重要事項説明書に関する決まりは、不動産の売買契約についても同様です。)



今月のSURUGA-MAN

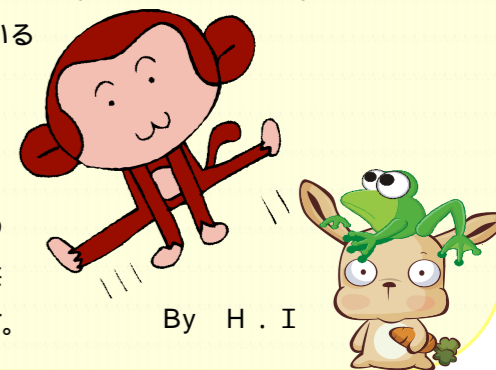
わが社の社員たちがローテーションで
コラムを掲載します。

先日、娘の通う幼稚園で10月のお誕生会が行われました。下の娘は10月生まれ。“よし!思い切って参加してみよう!”と意を決して(笑)参加してみました。

幼稚園では、毎月お誕生会が開かれます。そこでは、ママさん達で構成する“ドレミファサークル”から、歌やお芝居のプレゼント。“ハンドメイドサークル”からは手作りおもちゃのプレゼントがあり、子供の誕生日にはサークルに加入していないママも、飛び入りで参加できるという仕組みです。

前日、当日と、何度かリハーサルをした後、いよいよドキドキの本番です。今回のテーマは『動物たちの運動会』。私は女の子のサルに扮し、ウサギさんとカエルさんと一緒に“遠くまでジャンプしてみよう”に挑戦!どうやら子供たちの期待(1番当て予想)はウサギさんとカエルさんに集中しているようだ。少し寂しくなった私は、サルさんにも期待して!と思わずここでアドリブ連発!(本当は単発f^_^;)ここで一気に3人で幅跳びをして競います。通常は台本に誰が勝つか決まっているんだけど、今回はママたちのがんばり次第!よ~し頑張っちゃうぞ!と本気で跳んで1番をGET!しました。

その後も歌ったり、踊ったりと、私の方が(子供達もかなり楽しんでたけど)楽しんじゃってる?感じでした。最後は幼稚園のお友達全員とタッチしてバイバイ。ちょっと恥ずかしかったけど子供たちの喜ぶ顔を見ることができて、参加してよかったなあと思います。



By H.I



近日OPEN!

片浜駅北
コインパーキング

ちょっとでも、
長~くても、お得で便利!

オールタイム

2時間 100円

なんと!!

最大

24時間 500円

